



社会福祉法人 甲賀会 一般事業主行動計画

現在、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」が施行されています。両法律に基づいて、課題や目標、取組みを考えた場合、一部を切り離して考える事は現実的ではありません。それぞれの取組みが連携することにより、より効果のあるものと考え、一体型として行動計画を策定します。

社会福祉法人甲賀会で活躍する女性の割合は、全体で約80%にのぼり、多種多様な職員が活躍しております。

「老いを愉しみ 共に助けあい」を掲げる甲賀会において、性別や年齢に関係なく、個々が能力を存分に発揮できるよう、働きやすい環境づくりをはじめとする施策に取り組んでいきます。

1. 計画期間

●2024年4月1日～2029年3月31日

2. 内容

(次世代法)

目標1：妊娠中や産休・育児休暇を取得した女性職員が、不安や心配なく業務に復帰できるような環境を整える

・平成31年4月～

妊娠中や産休・育児休業復帰後の女性職員のための相談窓口を設置し利用促進をおこなう。
各種施設内会議やイントラネットを通じて働きかけをおこなう。

目標2：休暇の取得しやすい環境を継続することで、全職員が就業継続しやすい職場をつくる

・平成31年4月～

年次有給休暇の取得により各職員がワークライフバランスを実現することの重要性について、機会あるごとに周知・啓蒙を実施する。

(女性活躍推進法)

目標3：計画期間中に男性の育児休業を1名以上取得する

・平成31年4月～

男性の育児休業の取得および配偶者出産時休暇取得の推進。

育児・介護休業法に基づく育児休業等の諸制度に関して、わかりやすく説明したパンフレットの全体周知。

